

3月を

「リバウンド防止強化月間」

(感染再拡大)

に設定

期間：3月7日（月）～ 3月31日（木）

基本的
考え方

感染力の極めて強い「オミクロン株」の影響により、新規感染者数が下げ止まりの状況が続く中で、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎える。このため、「まん延防止等重点措置」終了後も、高い警戒レベルを維持し、県独自の対策を強化することにより、感染再拡大を防ぎ、「第6波」の早期の沈静化を図る。

対策

- 県独自の「感染拡大緊急警報」の延長
- 県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定し、行動要請を実施
- オミクロン株の特性を踏まえた対応の強化

感染拡大緊急警報

を延長！

■発令期間

1月13日(木)～~~3月6日(日)~~ 3月31日(木)を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



感染が再び拡大しかねない緊急警報

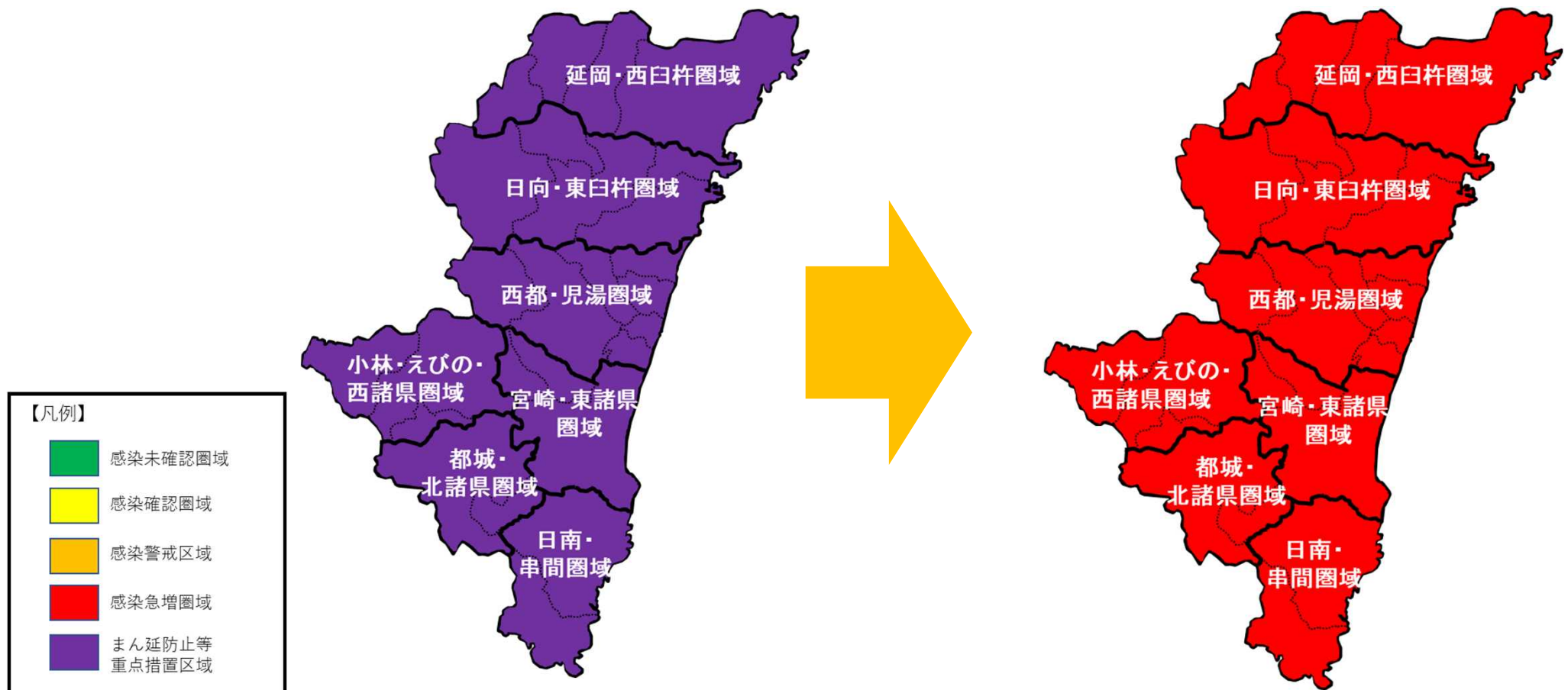


圏域ごとの感染状況の区分について

■ 県内全域を感染急増圏域（赤圏域）に指定

指定期間：3月7日（月）～3月31日（木）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



行動要請について（概要）

対象地域	県内全域	
要請期間	3月6日（日）まで	3月7日（月）～3月31日（木）
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛 ○県外との往来自粛、県外からの来県自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○県外との往来自粛、県外からの来県自粛
会食	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内（席の移動は控えて）
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○20時までの営業時間短縮 ○酒類提供の終日停止 	-
イベント開催における制限	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提） ○会食につながる場面の制限
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○入場者の整理 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等 	-
事業所への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの活用や時差出勤の促進 ○休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底等 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの活用や時差出勤の促進 ○休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底等

県民の皆様へのお願い①

要請期間：3月7日（月）～3月31日（木）

■混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛

- 特に高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、注意をお願いします

■県外との往来自粛、県外からの来県自粛

※ワクチン・検査パッケージ、対象者
全員検査による制限緩和は実施しない

- 仕事や冠婚葬祭など生活に必要な場合を除き、可能な限り県外に出かけないようにしましょう（隣県が生活圏の場合や、通院・通学・通勤、生活必需品の買い出し等による往来は構いません）
- 都道府県をまたぐ旅行・帰省は、原則中止・延期してください
- 仕事等でやむを得ず往来する場合は、感染防止対策を徹底してください（現地で県外の方との会食はできるだけ控えてください）
- やむを得ず県外に行き、帰ってきた場合や県外から来られた方は、県のPCR検査支援を積極的に活用してください
また、当面の間、
 - ・健康観察に努めていただき、ささいな症状でもすぐに身近な医療機関を受診してください
 - ・知人や友人との会食は、できるだけ控えてください

県民の皆様へのお願い②

■会食の制限

※ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

- 一卓4人以下、2時間以内でお願いします
(テーブル間の席の移動は控えてください)
- 感染防止対策の認証を受けた「ひなた飲食店認証店」を利用し、「みやざきモデル」の徹底をお願いします
- 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします

■イベント開催における制限

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度に開催をお願いします
 - ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
 - ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きい方
- ※5,000人超かつ収容率50%超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）
- 会食につながる場面（イートインコーナーやテーブルの設置など）を制限してください

県民の皆さまへのお願い③

■高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限

- 緊急やむを得ない場合を除き、高齢者施設や障がい者施設での対面での面会は制限してください（ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします）

■ワクチン接種済みの方も含め基本的な感染防止対策の徹底を！

- 3つの密（密集、密接、密閉）を避けましょう
- 不織布マスクを適切に着用しましょう
- 飲食時は黙食を基本とし、会話の際はマスクを着用しましょう
- 家庭内でもこまめな換気や手洗いを行いましょう
- 少しでも体調に異変がある場合は、出勤や外出を控えて、すぐに身近な医療機関を受診してください

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター TEL：0985-78-5670（24時間対応）

- 感染に不安のある無症状の方は、無料検査を積極的に活用してください

宮崎県検査相談コールセンター TEL：0985-68-1001（受付時間：9時～17時）※土日祝を含む

■高齢者や基礎疾患を持つ方との接触機会の低減を！

- 高齢者や基礎疾患を持つ方が感染した場合の重症化リスクが高いことに注意し、今は可能な限り接触の機会を減らしましょう

クラスターが発生している施設等の対応強化②（高齢者施設等）

■各施設に対する感染防止対策の周知・徹底

- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等の対応の徹底等
- ・感染リスクを避け、感染を広げない対策の実践 （取組事例の紹介）

■感染発生時の迅速な物資提供、感染防止対策に必要な物資購入等への支援

- ・発生施設へマスク等の衛生用品の提供
- ・衛生用品の購入やサービス継続に必要な人件費等に対する補助

■各施設への抗原検査キット配付

- ・入所施設への感染持込みを防ぐため、施設職員を対象に抗原検査キット10万個を配付（週1回程度の検査を実施）

■施設職員を対象とする一斉検査の実施

- ・感染の早期発見を目的とした一斉検査を実施

■施設職員へのワクチン追加接種の推進

- ・追加接種を希望する職員への接種が速やかに完了するよう、市町村に対し接種体制の整備と施設への働きかけを要請
- ・県ワクチン接種センターにおける優先接種の実施（2月26日～）
- ・施設への訪問接種

感染防止の取組事例（高齢者施設等、保育所・幼稚園等）

（高齢者施設・障がい者施設）

■定期的な換気の実施

- ・定期的な換気を実施する際、館内アナウンスとともに実施

■職員休憩室での感染防止対策

- ・卓上にアクリル板を設置し、食事の際など向かい合わせにならないよう着席

■利用者送迎時のフェイスシールド着用

- ・送迎時の車内では、利用者がマスクとフェイスシールドを着用

■感染発生に備えた事前準備

- ・感染発生を想定して、日頃から汚染区域と清潔区域を区分けするゾーニングのシミュレーションを実施

（保育所・幼稚園等）

■発達・発育状況に応じた給食時の感染防止対策

- ・子ども同士を対面にさせない配席、少人数グループ、パーティションの設置
- ・遊びを通じた「黙食」の指導、食事前後の手洗い、消毒の徹底

■密にならない、大声を出さない保育活動、遊びの工夫

- ・大きな声での合唱や朗読を避け、楽器演奏やリズム活動で発達・発育を支援
- ・遊具やおもちゃの共有を避け、素材も布製品を控え、使用後は消毒を徹底